国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《　　〃　　：宮城県政記者会》

平成２７年　６月３０日
国土交通省　東北運輸局

乗合バス事業者に対する行政処分

会津乗合自動車株式会社より、車検切れ運行の自主申告があったことから、平成２７年２月２３日､東北運輸局福島運輸支局が田島営業所に対し監査を実施しました。

その結果、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたことから、東北運輸局長は、下記のとおり事業用自動車の使用停止処分を発しましたのでお知らせします。

なお、当該事業者に対する処分書の交付は、平成２７年７月１日に福島運輸支局にて行います。

記

１．行政処分等の対象事業者及び営業所
　事業者：会津乗合自動車　株式会社（福島県会津若松市白虎町195）
　代表者：代表取締役社長　福田　正
　営業所：田島営業所（福島県南会津郡南会津町中荒井油燈下108-1）

２．行政処分等年月日
　平成２７年６月２３日

３．行政処分等の概要
　事業用自動車の使用停止処分及び文書警告
　平成２７年７月１日から平成２７年７月３０日まで（２両×３０日間停止）

４．違反の概要
　①自動車検査証の有効期間の満了している事業用自動車を運行の用に供していた。(使用停止)
　〔道路運送法第27条第2項、旅客自動車運送事業運輸規則第45条、道路運送車両法第58条第1項〕
　②届出を行わずに、営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数を変更していた。(警告)
　〔道路運送法第15条第3項〕
　③運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。(警告)
　〔道路運送法第27条第2項、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項〕
　④３ヶ月定期点検整備を適切に行っていなかった。(警告)
　〔道路運送法第27条第2項、旅客自動車運送事業運輸規則第45条、道路運送車両法第48条〕

５．違反点数の付与状況
　当該行政処分により付された違反点数　　６点
　東北運輸局管内における累積違反点数　　６点

《問い合わせ先》
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
高屋敷・長南・片平
TEL：０２２－７９１－７５３２